

遠距離等通学費補助金制度の概要(青谷地域版)

①次の要件に該当する地域からバス又はJRの定期券を購入し、児童生徒を通学させている保護者へ補助します。

- (1)小学校まで3km以上、中学校まで5km以上の通学距離を有する地域
 (2)その他、教育委員会が認める地域

学校名	補助対象地域名
青谷小学校	小畑、河原、山根、早牛、蔵内、下蔵内、大坪、奥崎、養郷、望町、善田、下善田、桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷、八葉寺、鳴滝、北河原、川積、山田、亀尻、城山、栄町、吉川、露谷(下露谷は除く)、長和瀬、絹見、引地
青谷中学校	小畑、河原、山根、早牛、桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷、八葉寺、絹見、引地

②保護者の皆様には、下表のとおり、定期券の購入期間に応じ、一律の金額を負担していただきます。補助金は、定期券購入金額から、その負担額を控除した金額を交付します。また、児童生徒が第2子の場合は1/2、第3子以降の場合は全額、負担額を免除します。

なお、定期券購入額が保護者負担額を下回る場合は、補助金がありません。

〔表：保護者の負担額〕

区分	1日～10日		11日～20日		21日～1ヶ月	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
第1子	810円	1,620円	1,620円	3,240円	2,430円	4,860円
第2子	405円	810円	810円	1,620円	1,215円	2,430円
第3子以降	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※同一世帯に2人以上の児童生徒がいる場合、年齢が最も高い児童生徒を第1子とし、その後年齢の高い順に第2子、第3子とします。ただし、世帯内に高校生がいる場合、年齢が最も高い高校生を第1子とし、その後年齢の高い順に第2子、第3子とします。(この場合、該当者の高校在学証明書の添付が必要です。)

※端数定期券を購入し、1ヶ月に満たない部分が生じる場合は、その部分の日数に応じて、上表に定めた金額を負担していただきます。

③バス又はJRの利用が困難な地域は、自家用車による送迎に要する経費として、一世帯あたり、次に定めるとおり補助金を交付します。

〔補助金額の算定方法〕 (通学距離(km)×4(回)×16(円)×20(日)－1ヶ月の負担額(円))×11(月)

※キロ単価は「鳥取市職員の私有自動車の公務使用に関する取扱要綱」に準拠しています。

④最寄りのバス停又はJR駅まで自家用車による送迎が必要と認められる地域(八葉寺、山田、露谷)は、一世帯あたり、その距離及び定期券の通用期間に応じ、③に準じた方法により算定した金額を加算します。

⑤学校の課業日に合わせた通用期間の定期券に限り事前に購入希望を取りまとめることで、保護者負担額での購入ができるようになります。購入希望は、年度末に学校から連絡し、取りまとめを行います。

【表：定期券通用期間及び保護者負担額(予定)】

区分		通用期間		第1期①	第1期②	第2期	第3期①	第3期②
		始業式の日 ～夏季休業の前日	始業式の日 ～夏季休業最終日	始業式の日	始業式の日	夏季休業終了日の翌日 ～冬季休業の前日	冬季休業終了日の翌日 ～修了式の日	冬季休業終了日の翌日 ～卒業式の日
定期券販売額	小学生	第1子	8,910円	11,340円	9,720円	6,480円	金額は前期が終了する頃にお知らせします。	
		第2子	4,455円	5,670円	4,860円	3,240円		
		第3子以降	0円	0円	0円	0円		
	中学生	第1子	17,820円	22,680円	19,440円	12,960円		
		第2子	8,910円	11,340円	9,720円	6,480円		
		第3子以降	0円	0円	0円	0円		

※負担額とは、学校申請により各種定期券を保護者が購入する時の金額です。(バス代のみ)

※第1期と第3期の定期券は、①または②のいずれかを選択できます。

※小・中学校新1年生に限り、第1期の通用期間は入学式の日からとなりますが、販売額は同じです。

⑥教育委員会が実施する小規模校特別転入制度により就学校を変更し、①-(1)に定める距離基準に該当する場合は、通学するための定期券の購入額、または、自家用車による送迎に要する経費の一部を補助します。

※本制度に関して、ご不明な点は本市教育委員会又は通学先の学校にお問い合わせください。



問い合わせ：鳥取市教育委員会事務局学校教育課学務係

(☎0857-20-3356)

鳥取市教育委員会青谷町分室

(☎0857-85-0014)

